

# 要介護高齢者等手当支給事業の改正について

## 【改正の内容】

今日まで、在宅の要介護高齢者とその介護者を支援するため本事業を実施してまいりました。包括外部監査の意見（事業内容の見直し）及び公開事業点検の結果（事業の廃止）を受け、多くの方々のご意見を伺い検討を重ねた結果、本事業を廃止とするのではなく、継続していくために支給対象者等を見直すことといたしました。その一部改正案を平成22年12月議会に上程し、厳正な審議の結果可決されました。改正後の条例は平成23年4月から施行予定でございます。

改正の内容、その理由につきましては下記のとおりでございます。ぜひご一読いただき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### ○支給対象者の見直し

他市においては、同様の事業を実施している県内人口20万人超の8市中7市、中核市11市全てが要介護高齢者又は介護者どちらか一方に対してのみ支給となっております。アンケート等でいただいたご意見の中には、どちらか一方でよい、介護者が本当に毎日介護しているかあいまい、要介護高齢者本人には必要ないといった意見もみられました。

#### ⇒介護者への支給を廃止して要介護高齢者のみ支給とします。

介護者がいない要介護高齢者の方も多くいらっしゃいます。また、介護者の介護の実態を把握することは難しく客観的な要件を設定することは容易ではありません。要件が明確な要介護高齢者を対象とすることでより公平性が保てると考え、要介護高齢者のみ支給といたしました。

### ○支給額の見直し

他市においては、同様の事業を実施している県内人口20万人超の8市中6市、中核市11市中6市が5,000円以下の支給額となっております。アンケート等でいただいたご意見の中には、減額してもいいから継続してほしい、逆に増額してほしいといった意見もみられました。

#### ⇒要介護高齢者への支給額を6,000円から8,000円に引きあげます。

手当を介護サービスの自己負担に充てているという受給者も多く、介護者分の手当がなくなることによる経済的負担の増加は否めません。要介護高齢者の支給額を増額することで、負担増加をいくばくかでも軽減したいと考えました。

## ○支給要件の見直し

⇒介護付き有料老人ホーム及びグループホームに入居されている方は支給対象外となります。

介護保険ではグループホームや介護付き有料老人ホームは居宅サービスとして位置づけられております。したがって本事業においても在宅とみなし手当を支給しておりました。しかしながら、施設サービスと特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の介護保険給付額にはあまり差がなく、施設サービスと同様に介護サービスが提供されており、在宅の方と同様に手当を支給することは、在宅の方を支援するという本事業の目的にそぐわないため、支給対象者から除くことといたしました。

## 【見直しに至った経緯】

### ○過去の延支給者数及び支給総額の推移

	延支給者数	支給総額
平成17年度	30,725人	191,493,000円
平成18年度	33,711人	210,079,000円
平成19年度	40,389人	251,646,500円
平成20年度	45,114人	280,964,000円
平成21年度	47,247人	294,206,000円

### ○今後5年間の延支給者数及び支給総額の予想推移

	延支給者数	支給総額
平成22年度	51,404人	320,091,500円
平成23年度	54,796人	341,213,500円
平成24年度	59,069人	367,821,500円
平成25年度	63,262人	393,931,000円
平成26年度	66,994人	417,170,000円

本事業は、要介護認定が3から5の在宅の高齢者およびその介護者を対象に、平成12年4月1日の介護保険法施行と合わせて、平成12年度から実施してきております。

初年度の支給額は、要介護高齢者延8,219人、介護者延6,524人に対して、合わせて9,172万円でした。現制度をこのまま継続した場合、平成26年度の支給額は、要介護高齢者及び介護者を合わせて延66,994人に対して、4億1,717万円にものぼり、事業そのものを支えていくことが非常に難しい状況となります。

## ○外部有識者、関係者等のご意見

### ★平成20年度の包括外部監査

包括外部監査とは、市の財政状況を外部有識者が客観的に判断し、改善を求める制度です。この包括外部監査から「要介護高齢者等手当支給事業に関して、対象者及び支給金額ともに増加していく。要介護高齢者等にとっては有効な制度であるが、経済性の観点から今後の利用状況と財政負担とを踏まえて今後の事業内容をどのような形で継続していくのか検討していく必要がある。」との意見をいただきました。

### ★平成22年7月 公開事業点検

7月24日、市民会館で公開事業点検を実施しました。点検人は、大学教授、公認会計士、他市職員、市民公募の方で構成されています。点検結果は「廃止」4名、「見直して継続実施」2名となり、多数決で「廃止」すべきとなりました。主な意見としては、「事業の目的・効果があいまいである、支給対象者の見直しが必要である」というものでした。ただし、「制度を廃止するにあたっては、条例改正に向け十分な議論や市民への周知が必要」との前提条件が付けられました。

### ★平成22年8月 アンケート等実施

市内61か所の居宅介護支援事業所及び無作為に抽出した手当受給者300名を対象にアンケート調査をおこないました。アンケート等でいただいたご意見の多くは継続を求めるものでした。

また、川越市自治会連合会の22支会長及び川越市民生委員児童委員協議会連合会の22地区会長のご意見を伺いました。支給対象者をいずれか一方にする、支給金額を減額するなどの見直しを行った上で事業を継続していくべきとのご意見をいただきました。